

令和5年度高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金新規テーマ（二次募集）審査要領

令和5年度高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金新規テーマ（二次募集）に応募された企画提案に対する審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査対象者

審査は、次の各号を全て満たす者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和5年度高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金新規テーマ（二次募集）募集要領（以下、「募集要領」という。）」に規定する資格要件を満たす者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した者

2 審査の方法

二段階で審査を行う。

(1) 一次審査

提出された企画提案書の内容等について、「4審査基準」に基づいて書面審査を行う。

審査委員の評価の平均点数が50点未満の企画提案は不合格とし、50点以上の企画提案を二次審査の対象とする。

(2) 二次審査

提案者からのプレゼンテーション及び質疑を行った上で、「4審査基準」に基づいて審査を行う。

審査委員の評価の平均点数が60点未満及び各審査項目の点数が5割未満のものがある場合の企画提案は不合格とし、60点以上の企画提案書について、審査による得点が上位の者から予算の範囲内で補助金交付の相手方となる候補者を選定する。

<プレゼンテーションの実施方法>

- ・プレゼンテーションの時間は、各提案15分程度。（提案数によって調整）
- ・プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。
- ・具体的な日時や場所、順番などは別途調整する。

3 審査日程（予定）

- (1) 一次審査（書面審査） 令和5年10月中旬から11月上旬
- (2) 二次審査（プレゼン審査） 令和5年12月上旬

4 審査基準

基本点数は100点とし、審査項目及び配点は別紙のとおり。

(別紙)

令和5年度高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金新規テーマ 審査基準

審査項目	審査のポイント	評点	
		実用化研究型	事業化研究型
①研究内容	<ul style="list-style-type: none">・補助事業の趣旨や目的に合致した研究内容か。・市場の動向やニーズに合致しているか。・新規性、先進性、独創性、優位性があるか。・既存技術や製品の組合せ等になっていないか。	15点	10点
②基となる研究開発の有無	<p><実用化研究型></p> <ul style="list-style-type: none">・実用化研究の基となる予備的な研究開発や事業化可能性調査等の成果があるか。 <p><事業化研究型></p> <ul style="list-style-type: none">・事業化研究の基となる実用化研究の成果（原理の確立等）があるか。	10点	10点
③目標及び計画性	<ul style="list-style-type: none">・目標、課題、解決手段が明確か。 <p><実用化研究型></p> <ul style="list-style-type: none">・3年以内に事業化研究段階や民間企業等による自立した事業化に向けた取り組みへの移行が見込めるか。 <p><事業化研究型></p> <ul style="list-style-type: none">・2年以内に民間企業等による自立した事業化に向けた取り組みへの移行が見込めるか。	15点	15点
④事業化の見込み	<ul style="list-style-type: none">・事業化の見込みがあるか。・事業化の計画や体制に妥当性が認められるか。 <p><事業化研究型></p> <ul style="list-style-type: none">・市場ニーズや競合製品を具体的に把握できているか。・製造・販売手段が確保できているか（予定を含む）。	15点	20点
⑤研究体制	<ul style="list-style-type: none">・研究開発チームは提案どおり研究開発を推進可能か。・代表申請機関は求められる任務を果たすことが可能か。・研究開発チームの役割分担は妥当か。	15点	15点
⑥経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・必要最小限かつ合理的な経費か。・機器装置、設備、器具等の購入が目的となっていないか。	10点	10点
⑦県への波及効果	ア. 高知県の産業振興、雇用促進、地域活性化等への貢献が期待できるか。	15点	15点
	イ. グリーン化、グローバル化、デジタル化に資するテーマであり、高知県の産業振興への貢献が期待できるか。	5点	5点
合計		100点	100点